



愛知労働局発表
平成29年5月29日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 橋本 泰明

統括特別司法監督官 藤原 隆

電話 052 - 972 - 0253

報道関係者 各位

平成28年の司法処分状況について

平成28年に県内の14労働基準監督署（支署）が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検した状況を以下のとおり取りまとめた。

司法処分件数	68件	（対前年比	3件）
法令別内訳			
労働基準法等違反	39件	（対前年比	+7件）
労働安全衛生法違反	29件	（対前年比	10件）

平成28年の司法処分は前年に比べ3件減少したが、全国では大阪に次いで2番の件数であった。製造業や運輸業で労働時間・休日に関する労働基準法違反の事件が大幅に増加した。

（詳細は次頁）

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っていますが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検（いわゆる「司法処分」）しています。

労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

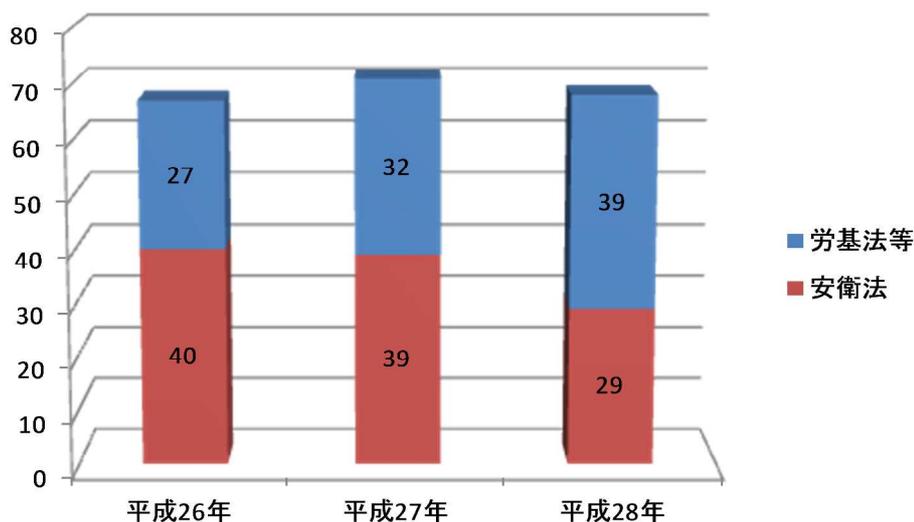
1 概要

平成28年は、前年（平成27年）と比較して、労働時間・休日に関する労働基準法等違反事件が10件（前年は4件）と大幅に増加した。一方、労働安全衛生法違反事件では、労災かくしに関する事件が11件（前年は6件）と増加した。

また、外国人技能実習生に関する事案は5件（前年は8件）であった。

（1）司法処分件数の推移

平成23年の60件以降増加しており、平成28年の68件は大阪に次いで多かった。



（2）業種別・違反法別件数

	業種							計
	製造	建設	運輸	商業	病・福	接客 娯楽	その他	
労働基準法、最低賃金法等関係	10	0	5	5	4	2	13	39
定期賃金の不払 (第24条、最4条)	4			4	4	2	8	22
労働時間・休日 (第32条、第35条等)	5		4				1	10
賃金不払残業 (第37条)								0
その他	1		1	1			4	7
労働安全衛生法関係	6	13	4	3	0	0	3	29
作業主任者の選任等 (第14条)		1						1
機械等危険防止 (第20条)	3		1					4
墜落等危険防止 (第21条、第31条)		4		1				5
就業制限 (第61条)	1	2						3
労災かくし (第100条)	2	3	3	2			1	11
その他		3					2	5
合計	16	13	9	8	4	2	16	68

業種別推移

業種別では、製造業が最も多く16件で、次いで建設業が13件となっている。

	平成26年	平成27年	平成28年
製造業	18	17	16
建設業	23	24	13
運輸交通業	2	2	9
商業	4	6	8
保険衛生業	1	3	4
接客娯楽業	6	3	2
その他	13	16	16
総件数	67	71	68

法令別推移

- 法令別の司法処分件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件（以下「労働基準法等違反事件」という。）が39件、労働安全衛生法違反事件が29件である。
- 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金の不払」が22件と5割を超えている。
- 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「労災かくし」が11件、「墜落等危険防止」が5件、「機械等危険防止」が4件等となっている。

		平成26年	平成27年	平成28年
労働基準法等違反	定期賃金の不払 （労働基準法第24条、最低賃金法第4条）	21	17	22
	労働時間・休日 （労働基準法第32条・第35条・第40条）	5	4	10
	賃金不払残業（サービス残業） （労働基準法第37条）	1	6	0
	その他	0	5	7
	計	27	32	39
労働安全衛生法違反	作業主任者の選任等 （労働安全衛生法第14条）	1	1	1
	機械等危険防止 （労働安全衛生法第20条）	17	14	4
	墜落等危険防止 （労働安全衛生法第21条・第31条）	12	12	5
	就業制限 （労働安全衛生法第61条）	2	3	3
	労災かくし （労働安全衛生法第100条）	6	6	11
	その他	2	3	5
	計	40	39	29

(3) 捜査の端緒

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では39件中13件が告訴・告発によるものである。労働安全衛生法違反事件では、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものが29件中11件である。

	平成26年			平成27年			平成28年		
	労働基準法等	労働安全衛生法	合計	労働基準法等	労働安全衛生法	合計	労働基準法等	労働安全衛生法	合計
告訴・告発	5	0	5	9	1	10	13	0	13
告訴・告発以外	21	6	27	21	6	27	25	18	43
死亡等の重大な労働災害	1	34	35	2	32	34	1	11	12
総件数	27	40	67	32	39	71	39	29	68

2 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、法違反の是正を行わない事業場や、過労死事案など法違反が原因で重大な労働災害を発生させた事業場等に対しては、引き続き、厳正に司法処分することとしている。

平成28年の司法処分事例

< 労働基準法等違反事件 >

<p>【事例1】(労働者派遣業)</p> <p style="text-align: center;">定期賃金の不払い事例</p> <p>労働者派遣業を営む事業主が、経営状況の悪化を原因として、労働者12名に対する2か月分の賃金約400万円を、それぞれの所定支払日に支払わなかったもの。</p> <p>労働基準法第24条と最低賃金法第4条の違反が成立するが、特別法である最低賃金法違反として送検した。</p>
<p>【事例2】(製造業)</p> <p style="text-align: center;">外国人技能実習生に関する長時間労働等の事例</p> <p>プラスチック成型加工を営む会社の役員が、外国人技能実習生15名に対し、36協定で定める限度時間を超えて、1か月あたり最長112時間の違法な時間外労働を行わせ、かつ賃金の一部約360万円を支払わなかったもの。</p> <p>また、同役員は、労働基準監督署の臨検監督を受けた際、虚偽の内容を記載したタイムカードと賃金台帳を提出したが、これに関し、監理団体の指導員は、監理団体として会社が関係法規に違反しないよう指導する立場にあったにもかかわらず、当該虚偽の賃金台帳の作成について指南し、犯行を幫助(ほうじょ)したもの。</p> <p>外国人技能実習制度における監理団体とは、外国人技能実習生の受入団体であり、技能実習を実施する企業等において、当該実習生の技能実習が適正に実施されているか確認し指導する責務を負っている。</p>
<p>【事例3】(製造業)</p> <p style="text-align: center;">違法な時間外労働に関する事例</p> <p>食料品の製造を営む事業主が、労働者5名に対し、36協定の限度を超えて、1か月あたり最長138時間の時間外労働を行わせたもの。</p> <p>再三の行政指導にもかかわらず、法違反を繰り返していたものである。</p>

< 労働安全衛生法違反事件 >

【事例1】(建設業)

墜落災害に関する事例

2階建て木造アパート新築工事現場において、被災労働者が、高さ約8メートルのアパート屋根上で断熱材敷設作業中に、屋根端から墜落し、急性硬膜下血腫により意識不明の重体となる災害が発生した。当該屋根上は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、手すり等を設けるなど墜落防止措置を講じていなかったもの。

【事例2】(建設業)

労災かくしに関する事例

解体工事現場において、労働者がモルタルを剥がす作業中に残骸を踏み、左足首じん帯を損傷し、4日以上の上休を要する傷害を負ったにもかかわらず、遅滞なく災害発生場所を管轄する労働基準監督署長に対し労働者死傷病報告を提出しなかったもの。

事業者は、監督署からの調査等が入ることをおそれ、通勤中に被災したとして被災者に労災保険申請手続きを行わせ、労災事故を隠したものである。